

令和7年度県内各市町における中小企業向け融資に係る施策一覧(令和7年4月1日)

※詳細は、各市町の担当部署へお問い合わせください。

市町および担当部署	融資制度		
	資金名および融資対象	融資条件	開始時期等
長浜市 商工振興課 商工労政係 TEL 0749-65-8766	【資金名】 長浜市創業支援資金 【融資対象】 市内で新たに事業を開始するために必要な設備資金および運転資金	【資金使途】 設備資金または運転資金 【融資限度額】 2,000万円 【融資利率】 標準利率 年1.2% 優遇利率 年1.0%※ ※優遇利率適用は既存残高も含め借入金額1,000万円まで 【融資期間】 設備資金 7年以内(据置1年以内) 運転資金 7年以内(据置1年以内) ※条件変更時の最長延長期間は3年まで 【返済方法】 元金均等割賦償還 【保証料率】 標準保証料率 年0.5% 優遇保証料率 年0.0%※ ※優遇保証料率適用は既存残高も含め借入金額1,000万円まで	平成27年4月1日から令和8年3月31日まで

市町および担当部署	利子補給		
	対象資金等	内容	開始時期等
栗東市 商工観光労政課 商工・地域経済振興係 TEL 077-551-0236	【栗東市創業支援融資利子補給金制度】 平成29年4月1日から令和10年3月31日(予定)までの間に融資実行された、株式会社日本政策金融公庫における融資制度のうち「新規開業向けの融資であると市長が認める資金」	【補給率】 年1.0% (但し、年度内における1事業者の補助限度額は15万円) 【補給期間】 36ヶ月 【補給方法】 毎年1月1日から12月31日までの間に支払われた利子について、翌年1月末までに申請書を提出し、3月末までに補給金を交付。	平成29年4月1日から
野洲市 地域経済振興課 商工観光係 TEL 077-587-6008	1. 滋賀県中小企業振興資金融資制度 「経営支援資金(小規模企業者枠)」「(旧)小規模企業者経営安定資金を含む」 「セーフティネット資金(新規枠・借換枠)」「(但し、セーフティネット資金は平成20年10月31日から令和7年3月31日までの間に中小企業信用保険法第2条第5項及び6項の市町長の認定を受けた事業者が対象) 2. 野洲市小規模企業者小口簡易資金	【補給率】 年0.40% (但し、セーフティネット資金のみ、利子補給金の限度額が5万円 で、申請可能回数は1事業者あたり1口のみ) 【補給期間】 前年の4月1日からその翌年の3月31日まで 【補給方法】 申請者が必要書類を商工観光課に持参(郵送不可)。申請期間終了後、取扱金融機関に融資状況等を照会し、その回答内容を確認した後、交付決定をして口座に振込	令和7年6月上旬から令和7年7月下旬まで
高島市 商工振興課 TEL 0740-25-8514	平成27年9月1日以降に融資実行された以下の融資制度 1. 滋賀県中小企業振興資金制度融資のうち、創業向けの融資制度 2. 株式会社日本政策金融公庫の制度融資のうち、創業向けの融資制度	【補給率】 年1.00% (但し、年度内における1事業所の補助限度額は15万円) 【補給期間】 3年間(36ヶ月) 【補給方法】 毎年1月1日から12月31日までの間に支払われた利子について申請を受付し、交付	平成28年4月1日から令和9年3月31日まで

東近江市 商工労政課 TEL 050-5802-9540 FAX 0748-23-8292	1. ㈱日本政策金融公庫の国民生活事業における「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」が対象。ただし、新規融資のみが対象で、借り換え融資は対象外。	【補給率】 利率1%相当分について 【補給期間】 融資を受けられた月から3年間(36月分)	平成25年7月1日から
	次の資金が対象。ただし、3,000万円を限度。 1. 滋賀県中小企業振興資金融資制度(県制度融資)における「開業資金」 2. ㈱日本政策金融公庫の国民生活事業における「新規開業資金」または「女性、若者/シニア起業家支援資金」	【補給率】 利率1%相当分について 【補給期間】 融資を受けられた月から3年間(36月分)	平成25年7月1日から
米原市 まち整備部シティセールス課 TEL 0749-53-5146	1. 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)	【補給額】 支払った利率額の2分の1 【補給期間】 融資を受けた月から12か月間 【対象経費】 1月1日から12月31日までに支払った利率(借換えによる融資を受けた場合は、既存債務を除く純増分に係る利率のみ)	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
多賀町 産業環境課 商工観光係 TEL 0749-48-8118	1. ㈱日本政策金融公庫が経営改善資金融資制度により融資した資金 常時使用する従業員の数が20人以下で、1年以上営業する事業者	【補給率】 年度ごとに生じる利率の20%(上限5万円) 【補給期間】 3年間 【補給方法】 商工会でとりまとめ	平成25年4月1日から

市町および担当部署	保証料補給		
	対象資金等	内容	開始時期等
守山市 商工観光課 TEL 077-582-1131	<p>【守山市中小企業支援信用保証料助成金】(セーフティネット資金)</p> <p>① 令和2年3月5日以降中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資</p> <p>② 平成20年10月31日以降に中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資</p> <p>※ただし、上記資金のうち伴走支援型特別保証制度を利用したものは除く。</p>	<p>【助成率】 支払った保証料の1/2(ただし、セーフティネット資金の借換枠を利用する場合は、増額された融資額に対して支払った信用保証料の1/2)</p> <p>【助成方法】 審査等終了後、申請者の指定口座へ振込</p> <p>【助成回数】 対象資金①については経済産業省が指定する同一の事由(場合)ごとに、1事業者1回。②については1事業者あたり1回</p> <p>【助成限度額】 1事業者1年度あたり500千円</p> <p>【申請締切】 融資実行日から1年以内</p>	平成21年1月9日から令和10年3月31日まで
	<p>【守山市しごとはじめ支援信用保証料助成金】 開業資金</p>	<p>【補給率】 支払った保証料の1/2 ※千円未満切り捨て(特定創業支援事業証明者の場合は支払った保証料全額)</p> <p>【助成方法】 審査等終了後、申請者の指定口座へ振込</p> <p>【利用限度】 上限300千円(ただし、特定創業支援事業証明者の場合は600千円)</p> <p>【申請締切】 融資実行日から1年以内</p>	平成29年4月1日から令和8年3月31日まで
<p>栗東市 商工観光労政課 商工・地域経済振興係 TEL 077-551-0236</p>	<p>【栗東市中小企業等信用保証料助成金】 滋賀県中小企業振興資金融資制度</p> <p>① 経営支援資金(小規模企業者特別枠・小規模企業者枠)</p> <p>② セーフティネット資金(新規枠・借換枠・経営力強化新規枠・経営力強化借換枠)</p> <p>③ 緊急経済対策資金(新規枠・借換枠)</p> <p>④ 開業資金</p>	<p>【補給率】 対象資金1. ①～③は支払った保証料の2/10 対象資金1. ④は支払った保証料の3/10</p> <p>【利用回数】複数回可能(1申請者の上限は50万円)</p>	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで